

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

◆新設法人の消費税申告義務

Q：当社は、平成8年4月に設立された資本金1千万円の株式会社です。9年3月期は消費税の納税義務が免除されていますが、10年3月期も免除されるのでしょうか。

A：10年3月期は免除されません。

【解説】

消費税の納税義務は、原則として基準期間の課税売上高が3千万円を超えるか否かで判定されます。

基準期間とは、個人事業者についてはその年の前々年、法人についてはその事業年度の前々事業年度とされています。

したがって、従来は新規開業した場合、この基準期間がないわけで、納税義務が当然免除されることになっていました。

しかし、平成9年4月1日以降は、その事業年度の基準期間がない法人のうち、その事業年度の開始の日における資本又は出資の金額が1千万円以上である法人（新設法人）については、基準期間がない場合でも、納税義務を免除しないこととされました。

ご質問の場合は、設立2年目の10年3月期にはまだ基準期間がありませんので、新設法人として取り扱われ、納税義務が生じることになります。

なお、新設法人であっても簡易課税制度の選択はできることになっています。

